

「うどん県おもてなしパスポート」増刷業務 仕様書

1 委託業務名

「うどん県おもてなしパスポート」増刷業務

2 委託者

公益社団法人香川県観光協会（以下「協会」という。）

3 委託期間

契約締結日から令和7年7月31日（木）まで

4 委託業務の内容

(1) 「うどん県おもてなしパスポート」の増刷

協会から提供するデータ（イラストレータ CC22.1、MAC）を使用し、約30箇所を修正し、追加分4ページを作成。

- ・追加分2ページは、協会から提供した素材で原稿を作成。
- ・追加分2ページは、協会においてうどん店を取材し、事業者から掲載許可を得た上で原稿を作成。

- | | | |
|-------|---|---------------------------|
| ① 形式 | 発行中の「うどん県おもてなしパスポート」と同じ。 | |
| | A6サイズ、表紙4ページ+本文40ページ、全ページカラー
用紙：表紙 パミス白 100kg、本文 淡クリーム琥珀 90kg
加工：中綴じ、角丸 | |
| ② 部数 | | 40,000部 |
| ③ データ | | PDFとイラストレータ形式を保存したCD-Rを納品 |

(2) 成果物の納品

①協会（データと印刷物）

（〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号（県庁東館5階））

②送付先施設一覧の掲載施設（印刷物）

（送付先施設は変更する場合がある。）

5 業務完了報告

送付先施設（香川県観光協会を含む。）に納品されたことがわかる書類とデータが保存されたCD-Rを、令和7年7月31日（木）までに提出する。

6 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に業務行程表を作成し、提出すること。
- (2) 受託者は、香川県観光協会から作業状況の報告を求められた時は、速やかに対応すること。
- (3) 香川県観光協会が提供するデータ及び制作の過程で生じた全ての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む一切の権利）は、香川県観光協会に属する。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じた場合は、その都度速やかに香川県観光協会と協議を行い、了解を得た上で誠実に業務を遂行すること。
- (5) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。